

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年1月28日

水曜日

第5475号

目 次

告 示

○指定管理者の指定	1
○令和7年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付	5
○土地改良区の定款変更の認可	8
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	
○道路の占用の制限	10

教育委員会告示

○公立博物館の登録	12
-----------	----

公 告

○開発行為の工事完了	13
------------	----

告 示

富山県告示第36号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県水墨美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第37号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県立山博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第38号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県民会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第39号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県民小劇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第40号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

第一貯木場緑地広場、南水路緑地及び開港記念碑緑地広場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

和泉産業株式会社 射水市片口38番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第41号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

海王丸パーク及び富山新港臨海野鳥園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人伏木富山港・海王丸財団 射水市海王町8番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第42号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人伏木富山港・海王丸財団 射水市海王町8番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第43号

令和7年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から同法第4条第1項本文の種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	生年月日	等級	飼養者の所在地及び名称
32516030001	豚	デュロック種	シムコ デー オオダテ 4 480-03 (日豚D種DD05-A002121)	令和7年 5月1日	2級	富山市八尾町小井波1934 株式会社シムコ八尾GGPセンター
32516030002	豚	デュロック種	シムコ デー オオダテ 4 480-05 (日豚D種DD05-A002122)	令和7年 5月1日	2級	富山市八尾町小井波1934 株式会社シムコ八尾GGPセンター
32516030003	豚	デュロック種	シムコ デー ヤツオ 5 025-06 (日豚D種DD16-A000941)	令和7年 2月13日	2級	富山市八尾町小井波1934 株式会社シムコ八尾GGPセンター
32516030004	豚	デュロック種	シムコ デー ヤツオ 5 037-10 (日豚D種DD16-A000942)	令和7年 5月15日	2級	富山市八尾町小井波1934 株式会社シムコ八尾GGPセンター
32516030005	豚	大ヨークシャー種	タテヤマヨーク2 8-モモ-298- 10-アオ-3095 トヤマチクケン 8 0138 (日豚W種WW16-A001056)	令和6年 10月17日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター
32516030006	豚	大ヨークシャー種	タテヤマヨーク2 9-シロ-493- 9-シロ-654 トヤマチクケン 5 0032 (日豚W種WW16-A001059)	令和6年 11月21日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター
32516030007	豚	デュロック種	ミヤザキデイー038-06 021-06 トヤマチクケン 7 0152 (日豚D種DD16-A000641)	令和6年 7月25日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター
32516030008	豚	デュロック種	フジディー 8487 ミヤザキデ イー 81 トヤマチクケン 1 0096 (日豚D種DD16-A000647)	令和7年 3月7日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター

32516030009	豚	ランドレー ランドス種	フジエル レ-456 0116 (日豚L種LL16-A0000121)	フジエル トヤマチクケン2 オ	令和7年 3月14日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター
32516030010	豚	ランドレー ランドス種	フジエル レ-417 0167 (日豚L種LL16-A0000123)	フジエル トヤマチクケン2 オ	令和7年 3月26日	2級	富山市婦中町下瀬字向山6-10 富山県農林水産総合技術センター 畜産研究所 種畜供給センター

富山県告示第44号

土地改良区の定款変更の認可について

四千石用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年1月20日認可した。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

富山県告示第45号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））（西ヶ谷内池地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））（西ヶ谷内池地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月28日から

令和8年2月27日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の

審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第46号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（作道地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（作道地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月28日から

令和8年2月27日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第47号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	縦覧場所
県道 富山立山魚津線	滑川市中新1412番から 滑川市中新1378番1まで	新川土木センター
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字南川原1331番2から 下新川郡朝日町桜町字稻泉西 972番9まで	新川土木センター 入善土木事務所
県道 魚津入善線	黒部市荻生字西小路7668番4から 黒部市荻生字西小路7662番2まで	新川土木センター 入善土木事務所
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字淨円 357番3から 富山市八尾町石戸字淨円 357番4まで	富山土木センター

一般国道 472号	富山市八尾町上高善寺字水見懸1003番2から 富山市八尾町上高善寺字水見懸 994番2まで	富山土木センター
県道 立山山田線	富山市婦中町道島字釜谷43番24から 富山市婦中町道島字釜谷43番31まで	富山土木センター
県道 富山立山魚津線	中新川郡上市町郷柿沢 417番から 中新川郡上市町郷柿沢 417番まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 新湊庄川線	射水市松木1112番から 射水市松木1588番まで	高岡土木センター
県道 富山高岡線	射水市三ヶ字中吉原4065番1から 射水市三ヶ1418番4まで	高岡土木センター
県道 小矢部伏木港線	高岡市東海老坂字大坪 467番8から 高岡市二上町1217番まで	高岡土木センター
一般国道 359号	小矢部市内山 114番から 小矢部市内山字西60番7まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所
一般国道 359号	小矢部市末友 802番から 小矢部市末友 802番まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所
県道 砺波小矢部線	砺波市狐島74番3から 砺波市狐島1005番まで	砺波土木センター
県道 新湊庄川線	砺波市頼成 349番から 砺波市頼成2051番まで	砺波土木センター
県道 砺波細入線	砺波市太田4012番から 砺波市太田 597番5まで	砺波土木センター

県道 高岡庄川線	砺波市太田3086番から 砺波市太田41番2まで	砺波土木センター
-------------	-----------------------------	----------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年2月11日

富山県教育委員会告示第1号

公立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条第1項の規定により、次の公立博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和8年1月28日

富山県教育委員会

教育長 廣島伸一

登録年月日及び 記号番号	設置者 の名称	博物館の名称	所在地
令和7年12月24日 美第31号	砺波市	砺波市美術館	砺波市高道145番地1
令和8年1月6日 歴第25号	高岡市	高岡市福岡歴史民俗 資料館	高岡市福岡町下向田15番地

VV

公 告

VV

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月28日

富山県知事 新田八朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河31番外16筆並びに射水市黒河字前田253番並びに射水市戸破字針原217番1外8筆	同左	緑地、道 路、水路	射水市戸破53番地20	アイディック 株式会社
射水市戸破字加茂1550番1、1551番1及び1551番5並びに1551番4の一部			射水市戸破1458番地1	株式会社家門

